

帯広畜産大学における教育の自己点検・評価実施要領

令和6年7月25日

制 定

(目的)

第1条 この要領は、帯広畜産大学における内部質保証に関する自己点検・評価実施要項(以下、「自己点検・評価実施要項」という。)第8条の規定に基づき、教育(教育に関する施設・設備を含む)の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施・責任体制)

第2条 自己点検・評価の実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、教育担当副学長とする。

- 2 自己点検・評価を実施する組織は、大学教育センターとする。
- 3 教育の自己点検・評価項目、それぞれの自己点検・評価項目を担当する責任者(以下「担当責任者」という。)及び会議等は、別表1のとおりとする。
- 4 担当責任者は、担当する自己点検・評価項目に関し必要な活動を行う。
- 5 大学情報分析室は、自己点検・評価に必要な実績データを分析し、必要に応じて分析結果を大学教育センターに提供する。

(自己点検・評価の実施方法)

第3条 自己点検・評価は、原則として客観的なデータに基づき行う。

- 2 自己点検・評価の実施にあたっては、第三者等の外部からの意見(国立大学法人評価における評価結果で記載された意見、認証評価機関による大学評価における評価結果で記載された意見、設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事からの意見、会計監査人からの意見及び経営協議会等の外部委員からの意見)を活用するとともに、関係部署と連携し、定期的に学生から意見を聴取し、自己点検・評価に活用する。また、意見聴取の内容、時期、方法等については別に定める。
- 3 実施責任者は、教育の自己点検・評価の実施に必要な事項を決定し、担当責任者に指示する。
- 4 担当責任者は、別表2及び3の項目に基づき自己点検・評価を実施し、自己点検・評価の状況を別表1の会議等において確認した上で別紙様式1及び2により実施責任者へ報告する。
- 5 実施責任者は、担当責任者から報告があった自己点検・評価の状況について、大学教育センター運営会議等において確認・検証し、運営戦略会議において統括責任者に報告する。

(自己点検・評価の実施時期)

第4条 自己点検・評価は、別表2の内容については毎年度、別表3の内容については7年に1度実施する。ただし、別表2で定める各項目の実施時期は必要に応じて変更できるものとする。

(自己点検・評価結果に基づく改革・改善の方法)

第5条 担当責任者は、自己点検・評価結果(第三者等の外部からの意見を含む。)に基づき、改善が必要と認められるものについては、改善案を策定し、別表1の会議等において確認した上で実施責任者に提出する。

- 2 実施責任者は、大学教育センター運営会議等において担当責任者から提出のあった改善案を検証し、運営戦略会議において統括責任者に報告するものとする。
- 3 実施責任者から報告を受けた統括責任者は、改善策を決定し、実施責任者に改善を指示する。
- 4 実施責任者から改善指示を受けた担当責任者は、改善を実施するとともに、その進捗状況、改善結果等を別表1の会議等において確認した上で実施責任者に報告する。
- 5 実施責任者は、担当責任者から報告があった改善の実施状況、改善結果等について、大学教育センター運営会議等において確認・検証し、運営戦略会議において統括責任者に報告する。

附 則

この要領は、令和6年7月25日から施行する。

別表1(第3条関係)

自己点検・評価項目	担当責任者	会議等
1. 学部教育	教育支援室長	教育支援室会議
2. 大学院教育	教育支援室長	教育支援室会議
3-1. 教育に関する施設・設備(教育設備)	教育支援室長	教育支援室会議
3-2. 教育に関する施設・設備(図書館)	附属図書館長	附属図書館運営委員会
3-3. 教育に関する施設・設備(ICT環境)	農学情報基盤センター長	農学情報基盤センター運営委員会
4. 教職課程	教職課程運営委員長	教職課程運営委員会
5-1. リカレント教育(獣医学分野)	獣医学分野推進室長	高度人材共創センター運営委員会
5-2. リカレント教育(農畜産分野)	農畜産分野推進室長	高度人材共創センター運営委員会
6-1. 学生支援(全体)	学生・課外活動支援室長	学生・課外活動支援室会議
6-2. 学生支援(留学生)	留学生支援室長	留学生支援室会議
6-3. 学生支援(障がいのある学生)	特別修学支援室長	特別修学支援室会議
7. 就職支援	就職支援室長	就職支援室会議
8. 学部入試	入学者選抜方法研究	入学者選抜方法研究室会議

	室長	
9. 大学院入試	入学者選抜方法研究室長	入学者選抜方法研究室会議
10. 入試広報	入試広報室長	入試広報室会議

別表 2(第 3 条関係)

自己点検・評価項目	項目
1. 学部教育	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生の授業評価(学部全体・満足度) 2. 学生の授業評価(獣医・畜産・満足度) 3. 卒業生の教育の満足度 4. 卒業後の進路の満足度 5. 教員の FD・SD 参加率 6. 学位取得率 7. 学習基盤力の向上率(1年→3年) 8. 学習専門力の向上率(3年→4年) 9. 学生の管理運営参加状況 10. 獣医師国家試験の合格率 11. 学生のディプロマ・ポリシー達成度
2. 大学院教育	<ol style="list-style-type: none"> 1. 修士学生の授業評価(カリキュラム満足度) 2. 修士修了生のディプロマ・ポリシー達成度 3. 修士学生の共同研究参加率 4. 修士学生の学会参加率(学会発表率) 5. 修士学生の予定年限内学位取得率 6. 博士学生の授業評価(カリキュラム満足度) 7. 博士修了生のディプロマ・ポリシー達成度 8. 博士修了生の学術論文数(ファーストのみ)／人 9. 博士学生の学会等での発表数／人 10. 博士学生の予定年限内学位取得率
5-1. リカレント教育(獣医学分野) 5-2. リカレント教育(農畜産分野)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市民開放授業(履修証明プログラム含む)科目数 2. 市民開放授業(履修証明プログラム含む)受講者数 3. 市民開放授業(履修証明プログラム含む)受講者の満足度 4. 大学院における社会人入学者数 5. 長期履修者の期間内学位取得率 6. 履修証明プログラム開設件数 7. 履修証明プログラム修了者数 8. 履修証明プログラム修了者の満足度
6-1. 学生支援(全体)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 留年率 2. 休学率 3. 退学率 4. 学生相談室利用者の卒業率 5. 経済的な理由による休学者 6. 経済的な理由による退学者 7. 学生生活の満足度 8. 学生寮入居者の満足度 9. 課外活動支援 10. 経済的支援

6-2. 学生支援(留学生)	1. 留学生支援
6-3. 学生支援(障がいのある学生)	1. 障がいのある学生への支援
7. 就職支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 就職・進学率 2. 就職に対する満足度 3. 就職ガイダンス等の実施回数 4. 個別就職相談会の実施回数 5. 会社説明会・業界研究会参加企業・団体数 6. キャリア関連授業の実施回数 7. 就職学生のオープンカンパニー・インターンシップ経験率(学部) 8. その他の就職支援の取組み
8. 学部入試	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出願者数(一般前期、獣医) 2. 出願者数(一般前期、畜産) 3. 出願者数(一般後期、獣医) 4. 出願者数(一般後期、畜産) 5. 出願者数(A 推薦) 6. 出願者数(B 推薦) 7. 合格者の得点指数(一般前期、獣医) 8. 合格者の得点指数(一般前期、畜産) 9. 合格者の得点指数(一般後期、獣医) 10. 合格者の得点指数(一般後期、畜産) 11. 合格最低点者の得点率(一般前期、獣医) 12. 合格最低点者の得点率(一般前期、畜産) 13. 合格最低点者の得点率(一般後期、獣医) 14. 合格最低点者の得点率(一般後期、畜産) 15. 受験率(一般前期) 16. 辞退率(一般前期) 17. 入試改善の取組(受験者アンケート)
9. 大学院入試	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受験倍率(畜産前期) 2. 受験倍率(畜産後期) 3. 受験倍率(獣医博士) 4. 学内出願率(畜産前期) 5. 他大学出身の出願者数(博士前期) 6. 社会人出願者数(畜産前期) 7. 社会人出願者数(博士) 8. 外国人留学生出願者数(博士前期) 9. 外国人留学生出願者数(博士) 10. 辞退率(一般前期) 11. 入試改善の取組(受験者アンケート)
10. 入試広報	<ol style="list-style-type: none"> 1. オープンキャンパス参加者数 2. オープンキャンパス参加者の満足度 3. オープンキャンパスの高校3年生参加者のうちその年度の出願者数 4. アドミッション・ポリシーの理解度

別表 3(第 3 条関係)

自己点検・評価項目	項目(かっこ書きは大学評価基準の番号)
1. 学部教育	1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(4-1) 2. 学位授与方針が具体的かつ明確であること(6-1) 3. 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること(6-2) 4. 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること(6-3) 5. 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること(6-4) 6. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5) 7. 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること(6-6) 8. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること(6-7) 9. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(6-8)
2. 大学院教育	1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(4-1) 2. 学位授与方針が具体的かつ明確であること(6-1) 3. 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること(6-2) 4. 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること(6-3) 5. 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること(6-4) 6. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5) 7. 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること(6-6) 8. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること(6-7) 9. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(6-8)
3-1. 教育に関する施設・設備(教育設備)	1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(4-1)
3-2. 教育に関する施設・設備(図書館)	1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(4-1)
3-3. 教育に関する施設・設備(ICT環境)	1. 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること(4-1)
4. 教職課程	1. 教育理念・学習目標 2. 授業科目・教育課程の編成実施 3. 学修成果の把握・可視化 4. 教員・職員組織 5. 情報の公表 6. 教職指導(学生の受入、学生支援) 7. 関係機関との連携
6-1. 学生支援(全体)	1. 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関

	<ul style="list-style-type: none"> 1. する相談・助言、支援が行われていること(4-2) 2. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5)
6-2. 学生支援(留学生)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること(4-2) 2. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5) 3. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(6-8)
6-3. 学生支援(障がいのある学生)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること(4-2) 2. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5)
7. 就職支援	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること(4-2) 2. 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること(6-5) 3. 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること(6-8)
8. 学部入試	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生受入方針が明確に定められていること(5-1) 2. 学生の受入が適切に実施されていること(5-2) 3. 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること(5-3)
9. 大学院入試	<ul style="list-style-type: none"> 1. 学生受入方針が明確に定められていること(5-1) 2. 学生の受入が適切に実施されていること(5-2) 3. 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること(5-3)

別紙様式 1(第 3 条第 4 項関係)

自己点検・評価シート(別表 2 関係)

[別紙参照]

別紙様式 2(第 3 条第 4 項関係)

自己点検・評価シート(別表 3 関係)

[別紙参照]

自己点検・評価シート

年 月 日

自己点検評価項目	
担当責任者	
会議等	

自己点検・評価手順：

- ・担当責任者は、「教育の自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価を実施する。
- ・各項目の平均値等設定の例：
 - ①アンケート調査等の集計結果で直近3年間の平均値等
 - ②全国調査の平均値等
 - ③アセスメントポリシーで定める学修成果の実績等
- ・各項目の前年度実績に対する自己評価は、各会議等での審議によって決定する。
 - A：基準を満たしており、適切に実施している。
 - B：基準を満たしているが、一部改善が必要である。
 - C：基準を満たしておらず、実施が不十分である。
- ・自己点検・評価は原則として、毎年度実施するが、各項目の実施時期は必要に応じて変更できる。
- ・担当責任者は、各会議等において自己点検評価項目に関する検証をし、実施責任者に「自己点検・評価シート」を提出する。また、改善が必要と認められるものについては、改善案を策定し、実施責任者に提出する。

項目	平均値等	前年度実績	自己評価

自己点検評価項目に関する検証

--

改善案

--

自己点検・評価手順

・以下の「自己点検・評価項目」について、「評価の基準」を参考として、自己点検・評価を実施し、その結果について「自己評価」欄に記載してください。

A：自己点検・評価項目について基準を満たしており、適切に実施している。

B：自己点検・評価項目について基準を満たしているが、一部改善を要する事項がある。

C：自己点検・評価項目について基準を満たしておらず、実施が不十分である。

・自己評価の判断理由について、「判断理由」欄に記載してください。

・「自己評価」についてB or Cとした場合には、「改善案」を記載してください。

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案
1		施設・設備における安全性について、配慮していること (4-1-3)	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況が確認できる資料 	3-1.教育に関する施設・設備（教育設備）			
2	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること (4-1)	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること (4-1-4)	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。 整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 ※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料として活用する。 ※ICT (Information and Communication Technology)とは、情報・通信に関する技術一般の総称。 	<ul style="list-style-type: none"> 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等 	3-3.教育に関する施設・設備（ICT環境）			
3		大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること (4-1-5)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 	3-2.教育に関する施設・設備（図書館）			
4		自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること (4-1-6)	<ul style="list-style-type: none"> 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的学習環境整備状況が確認できる資料 	1.学部教育 2.大学院教育 3-2.教育に関する施設・設備（図書館）			
5		教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析※） (4-1-8)	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を、社会からの期待に対応して行う活動に利用していることを確認する。 社会からの期待に対応して、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が効果的に利用されていることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会からの期待に対応して行う活動が確認できる資料 	1.学部教育 2.大学院教育 3-2.教育に関する施設・設備（図書館）			
6		学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメントに関する相談・助言体制を整備していること (4-2-1)	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容） 相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・助言体制等一覧 保健管理センター、学生相談室、就職支援室等の概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 	6-1.学生支援（全体） 7.就職支援			
7	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること (4-2)	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること (4-2-2)	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要 ※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動に係る支援状況一覧 	6-1.学生支援（全体）			
8		留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること (4-2-3)	<ul style="list-style-type: none"> 留学生に対する生活支援の内容及び実施体制について確認する。 海外から受け入れる学生に対する入学前の支援について確認する。 卒業（修了）後の留学生の状況を把握していることを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 留学生への生活支援の内容及び実施体制 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 	6-2.学生支援（留学生）			
9		障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること (4-2-4)	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制 障害を理由とする差別的解消の推進に関する対応要領等の規定類 	6-3.学生支援（障がいのある学生）			

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案
10	学生受入方針が明確に定められていること (5-1)	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること (5-1-1)	・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ①求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ②入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためのどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ③特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素（（1）知識・技能、（2）思考力・判断力・表現力等の能力、（3）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）」についてどのような成果を求めるか）	・学生受入方針が確認できる資料	8.学部入試 9.大学院入試			
11	学生の受入が適切に実施されていること (5-2)	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること (5-2-1)	・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法（学力検査、面接等）が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・実施体制の整備状況（組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等）を確認する。	・入学者選抜の方法一覧 ・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 ・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの	8.学部入試 9.大学院入試			
12		学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること (5-2-2)	・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等（改善のための情報収集等の取組を含む。）の状況を確認する。	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等	8.学部入試 9.大学院入試			
13	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること (5-3)	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと (5-3-1)	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」と判断する。	・実入学者数がわかる資料 ・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料	8.学部入試 9.大学院入試			
14	学位授与方針が具体的かつ明確であること (6-1)	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること (6-1-1)	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ①学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ②学生の学習の目標となっていること ③「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること	・策定された学位授与方針	1.学部教育 2.大学院教育			
15	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること (6-2)	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること (6-2-1)	・教育課程方針において、評価の基準本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	・策定された教育課程方針	1.学部教育 2.大学院教育			
16		教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること (6-2-2)	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	・策定された教育課程方針及び学位授与方針	1.学部教育 2.大学院教育			
17	教育課程の編成が、体系的性を有していること (6-3-1)		・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配属され、教育課程の体系的性が確保されていることを確認する。 ・教育課程の体系的性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・体系的性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）	1.学部教育 2.大学院教育			
18	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること (6-3)	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること (6-3-2)	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ・授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	・分野別第三者評価の結果 ・学則等の授業科目の時間数に関する規定 ・シラバス	1.学部教育 2.大学院教育			
19		他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること (6-3-3)	・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。	・明文化された規定類	1.学部教育 2.大学院教育			
20		大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること (6-3-4)	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 ※学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合は同様に確認する。 ※研究指導体制と論文指導体制が異なる場合は、それぞれの体制も確認する。	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料	2.大学院教育			
21	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること (6-4-1)		・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）	1.学部教育 2.大学院教育			
22	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること (6-4-2)		・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） ・シラバス	1.学部教育 2.大学院教育			

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案
23	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること (6-4)	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること (6-4-3)	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 ・大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位数に含めていないことを確認する。	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料	1.学部教育 2.大学院教育			
24		教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること (6-4-4)	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 ※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能。 ※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析する。	・教育上主要と認める授業科目 ・シラバス	1.学部教育 2.大学院教育			
25		学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること (6-5-1)	・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	・履修指導の実施状況	1.学部教育 2.大学院教育			
26		学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること (6-5-2)	・オフィシアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。	・学習相談の実施状況	1.学部教育 2.大学院教育			
27	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること (6-5-3)	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること (6-5-3)	・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）	1.学部教育 2.大学院教育 7.就職支援			
28		障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること (6-5-4)	・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育 6-1.学生支援（全体） 6-2.学生支援（留学生） 6-3.学生支援（障がいのある学生）			
29		正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析※） (6-5-5)	・提供された機会を利用して、正規学生が海外で学習していることを確認する。	・国内学生海外派遣実績	1.学部教育 2.大学院教育 6-2.学生支援（留学生）			
30		成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること (6-6-1)	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。 ※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される。	・成績評価基準	1.学部教育 2.大学院教育			
31		成績評価基準を学生に周知していること (6-6-2)	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所	1.学部教育 2.大学院教育			
32	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること (6-6)	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること (6-6-3)	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。 ※成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する。 ※45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認する。	・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料 ・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料	1.学部教育 2.大学院教育			
33		成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること (6-6-4)	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・異議申立てに対し、教員組織が対応を行っていることを確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類	1.学部教育 2.大学院教育			

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案	
34	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること (6-7)	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること (6-7-1)	・大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育				
35		大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること (6-7-2)	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料	2.大学院教育				
36		策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること (6-7-3)	・卒業(修了)要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所	1.学部教育 2.大学院教育				
37		卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること (6-7-4)	《学士課程》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《大学院課程》 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文(課題研究)の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりに実施されていることを確認する。	・教授会等での審議状況等の資料 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育				
38	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること (6-8)	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること (6-8-1)	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する(卒業が受験資格となるものは必須)。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分) ・資格の取得者数が確認できる資料 ・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育				
39		就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) ・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポータルにある場合は該当URL) ・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)	1.学部教育 2.大学院教育				
40		卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること (6-8-3)	・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	7.就職支援				
41		卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること (6-8-4)	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育 7.就職支援				
42		就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること (6-8-5)	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育 7.就職支援				
43		教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析※) (6-8-6)	・教育の国際化の取組の目的及び実施の状況並びにその結果としての学生の進路状況等を確認する。	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料	1.学部教育 2.大学院教育 6-2.学生支援(留学生)				
44	教育理念・学習目標	1-1. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定状況	教職課程教育の目的・目標を、全学で目指すべき人材像を踏まえて設定し、育成を目指す教員像とともに学生に周知していることを確認する。	・教職課程の目的・目標を学生に明示していることがわかる資料	4.教職課程				
45		1-2. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画のプロセス	学生や各部門・ユニット教員や採用権者の意見の考慮、所在する都道府県教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われていることを確認する。	・学生や各部門等の意見を聴取していることがわかる資料 ・北海道教育委員会の策定する教員育成指標との関係性を考慮していることがわかる資料	4.教職課程				
46		1-3. 教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の見直し	全学的に教職課程を実施する組織が教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検・評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、させようとしているかを確認する。	・教職課程の自己点検・評価により改善した事例 ・教職課程の見直しについての組織体制がわかる資料	4.教職課程				
47	2-1. 教育課程の体系的	法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応して必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られているか、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されているかを確認する。	・教員養成の目標と必要な授業科目一覧の関連性がわかる資料 ・教職課程科目とそれ以外の科目の関連性を適切に確保していることがわかる資料	4.教職課程					

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案
48	授業科目・教育課程の編成実施	2-2. 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況	ICT（情報通信技術）環境（オンライン授業含む）、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されているかを確認する。	・ICT環境、模擬授業用の教室、関連図書の整備がわかる資料	4.教職課程			
49		2-3. ICTの活用指導力等、各科目を横断する重要な事項についての体系性	今日の学校におけるICT機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われているかを確認する。	・情報機器に関する科目や教科指導法科目等において情報活用能力を育てる教育への対応が行われていることがわかる資料	4.教職課程			
50		2-4. キャップ制の設定状況	1単位あたりの学修時間を確保する上で有効に機能しているかを確認する。	・キャップ制を設定していることがわかる資料	4.教職課程			
51		2-5. 個々の授業科目の到達目標の設定状況	法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られているかを確認する。	・授業科目ごとに到達目標が設定されていることがわかる資料 ・授業科目ごとの到達目標が法令、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムに基づいていることがわかる資料	4.教職課程			
52		2-6. シラバスの作成状況	教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法を学生に明確に示していることを確認する。	・シラバスの学修内容や評価方法を学生に明確に示していることがわかる資料	4.教職課程			
53		2-7. アクティブ・ラーニングやICTの活用等、新たな手法の導入状況	授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われているかを確認する。	・アクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入していることがわかる資料	4.教職課程			
54		2-8. 「教職実践演習（高）」及び「教育実習」等の実施状況	・教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っていることを確認する。 ・個々の学生の学修状況に応じた実践的指導力を育成する機会を設定していることを確認する。	・教育実習の履修要件 ・学修状況に応じた実践的指導力を育成する機会を設定していることがわかる資料	4.教職課程			
55		2-9. 教育課程の充実・見直しの状況	学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、適切な見直しが行われているかを確認する。	・充実・見直しを実施したことがわかる資料	4.教職課程			
56		学修成果の把握・可視化	3-1. 成績評価に関する全学的な基準の策定・公表の状況	成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされていることを確認する。	・評語と達成水準の関係性がわかる資料	4.教職課程		
57	3-2. 教員養成の目標の達成状況を明らかにするための情報の設定及び達成状況		「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細やかな教職指導を行い、「教職実践演習（高）」の指導にその蓄積を活かしているかを確認する。	・履修カルテ ・教職実践演習（高）での指導状況がわかる資料	4.教職課程			
58	3-3. 成績評価の状況		各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的または定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができているか、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその記点基準があらかじめ明確になっているかを確認する。	・達成水準と点数・評語への反映がわかる資料 ・公表された達成水準測定手法や記点基準	4.教職課程			
59	教員・職員組織	4-1. 教職員の配置の状況	教職課程基準をふまえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築していることを確認する。	・教職課程における教職員配置状況	4.教職課程			
60		4-2. 教員の業績等	担当授業科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況等を確認する。	・教員業績	4.教職課程			
61		4-3. FD・SDの実施状況	教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び到達目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されていることを確認する。	・関連するFD・SDの実施状況	4.教職課程			
62		4-4. 授業評価アンケートの実施状況	個々の授業科目の見直しにつながるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートの作成・実施が行えているかを確認する。	・授業評価アンケートのFDにおける活用事例	4.教職課程			
63	情報の公表	5-1. 法令に定められた情報公表の状況	教職課程に関する情報公表をわかりやすく適切に行っていることを確認する。	・公表されたページ	4.教職課程			
64		5-2. 学修成果に関する情報公表の状況	大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できていることを確認する。	・必要な資質・能力を備えた学生を育成したエビデンス	4.教職課程			
65		5-3. 教職課程の自己点検・評価に関する情報公表の状況	根拠となる資料やデータを示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表していることを確認する。	・公表された自己点検・評価書	4.教職課程			
66	教職指導（学生の受入、学生支援）	6-1. 教職課程を履修する学生の確保に向けた取り組み状況	・当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像をふまえて、ガイダンス等を実施していることを確認する。 ・教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定していることを確認する。	・ガイダンス実施状況 ・教職課程の履修に関する基準	4.教職課程			
67		6-2. 学生に対する履修指導の実施状況	・必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程履修に当たって学習意欲を喚起するような適切な履修指導が行えているかを確認する。 ・「履修カルテ」を適切に活用できていることを確認する。	・履修指導の方法がわかる資料 ・履修カルテの活用状況	4.教職課程			
68		6-3. 学生に対する進路指導の実施状況	学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されていることを確認する。	・学生へ情報提供したことがわかる資料 ・キャリア支援体制	4.教職課程			

No.	自己点検・評価項目	評価の基準	点検方法	根拠資料・データの例	別表1における対応項目	自己評価	判断理由	改善案
69	関係機関との連携	7-1. 教育委員会や各学校法人との連携・交流等の状況	大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っているかを確認する。	・教育委員会等との連携状況	4.教職課程			
70		7-2. 「教育実習」を実施する学校との連携・協力の状況	教育実習を実施する学校と適切に連携・協力を図り、実習の適切な実施につなげることができているか、学校体験活動や学習指導員としての活動など、学校現場での体験活動を行う機会を積極的に提供できていることを確認する。	・教育実習校との連携状況	4.教職課程			
71		7-3. 学外の多様な人事の活用状況	教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員またはゲストスピーカー等として活用していることを確認する。	・学外者の活用状況	4.教職課程			

※より望ましい取組（No.5、22、36）について、自己点検・評価の結果、優れた取組が認められない場合には「自己評価」欄を「-」とし、「判断理由」及び「改善案」を記載する。